

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 1,284	千円 72,178,882
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		21	489,109
債 務 控 除 額		606	3,216,454
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		78	385,300
課 税 価 格	実	1,285	69,836,837
相 続 税 額	算 出 税 額	1,261	8,513,026
	2 割 加 算 額	77	59,276
	計	1,261	8,572,303
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	20	18,138
	配 偶 者	146	2,489,487
	未 成 年 者	20	4,720
	障 害 者	37	37,860
	相 次 相 続	29	53,629
	外 国 税 額	-	-
	計	246	2,603,834
差 引 税 額	実	1,141	5,968,469
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		9	18,315
小 計		1,138	5,950,154
納 税 猶 与 額		2	5,556
納 付 税 額	実	1,138	5,944,598
還 付 税 額		7	8,202
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		317	30,470,000

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
平成 13 年 分	1,409	79,276,117	10,906,009	2,588,496	1,287	8,242,264	337
平成 14 年 分	1,179	74,950,606	12,070,664	3,672,815	1,056	8,396,233	300
平成 15 年 分	1,120	65,495,749	8,082,963	2,471,166	1,011	5,600,313	293
平成 16 年 分	1,369	80,651,230	10,263,873	2,824,312	1,223	7,321,688	339
平成 17 年 分	1,285	69,836,837	8,572,303	2,603,834	1,138	5,944,598	317

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人 の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
那 覇 税 務 署	368	22,299,090	318	1,908,246	94
平 良 税 務 署	25	1,562,865	23	103,641	6
石 垣 税 務 署	15	1,000,068	14	85,910	4
北 那 覇 税 務 署	309	18,585,933	286	1,949,790	82
名 護 税 務 署	23	1,122,402	19	38,674	8
沖 縄 税 務 署	545	25,266,479	478	1,858,337	123
沖 縄 県 計	1,285	69,836,837	1,138	5,944,598	317
総 計	1,285	69,836,837	1,138	5,944,598	317

(注) この表は、「(1)課税状況」及び「(4)申告及び処理の状況」を税務署別に示したものであ

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人 1,286	千円 69,708,806	人 1,144	千円 6,001,354	人 317	
	修正申告による増差額	9	229,412	16	15,790	9	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	9 △	101,381	13 △	72,545	5	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 1,285	69,836,837	実 1,138	5,944,598	実 317	
過 年 分	申 告 額	147	4,724,374	138	196,192	33	
	修正申告による増差額	164	2,373,172	256	507,000	80	
	更正による増差額	14	400,005	27	75,247	7	
	更正等による減差額	2 △	624,468	73 △	279,123	24	
	決 定 額	24	334,220	-	-	6	
	計	実 166	7,207,303	実 113	1,057,562	実 33	
合 計	申 告 額	1,433	74,433,180	1,282	6,197,546	350	
	修正申告による増差額	173	2,602,584	272	522,790	89	
	更正による増差額	14	400,005	27	75,247	7	
	更正等による減差額	11 △	725,849	86 △	206,578	29	
	決 定 額	24	334,220	-	-	6	
	計	実 1,451	77,044,140	実 1,251	7,002,161	実 350	

調査対象等： 「本年分」は、平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成16年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年11月1日から平成18年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成15年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
 2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	1	38	17	11,479	-	-
過 年 分	185	38,705	130	19,116	19	11,253
合 計	186	38,743	147	30,595	19	11,253

5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1 億円以下	40	3,174,151	51,777	-	53,931	91
1 億円超	161	23,519,369	284,068	93,402	813,647	727
2 "	60	14,416,143	133,264	93,932	1,072,265	313
3 "	40	15,018,847	20,000	111,126	1,693,917	222
5 "	10	5,790,303	-	60,440	862,818	64
7 "	2	1,547,141	-	-	206,066	16
10 "	3	3,645,312	-	26,400	739,825	26
20 "	1	2,597,540	-	-	558,885	3
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	317	69,708,806	489,109	385,300	6,001,354	1,462

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	2	8	13	11	6	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	6	23	19	29	34	23	14	4	6	1	-
2 "	1	3	4	6	7	13	11	5	5	2	2	1
3 "	-	1	6	4	5	6	6	4	2	-	3	3
5 "	-	-	1	1	-	1	2	3	-	-	1	1
7 "	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
10 "	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1
20 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5	18	47	43	47	54	42	27	12	9	7	6

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田 (耕作権及び永小作権を含む。)	12	179,452
	畑 ( " )	121	5,709,026
	宅地 (借地権を含む。)	296	32,628,482
	山林	23	344,428
	その他の土地	190	13,307,165
	計	312	52,168,553
家屋、構築物		241	3,052,207
事業(財産)用	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	7	26,846
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	4	74,147
	売掛金	3	51,796
	その他の財産	12	117,151
	計	16	269,941
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	22	671,169
	同上以外の株式及び出資	94	1,859,524
	公債及び社債	23	275,751
	投資・貸付信託受益証券	21	346,174
	計	123	3,152,619
現金、預貯金等		307	9,670,092
家庭用財産		78	26,549
その他の財産	生命保険金等	24	785,479
	退職金及び功労金等	12	760,658
	立木	-	-
	その他	165	2,164,305
	計	168	3,710,442
合計		317	72,050,403
相続時精算課税適用財産価額		14	489,109
債務		260	2,763,881
葬式費用		306	452,125
計		308	3,216,006
差引純資産価額		317	69,323,506
加算贈与財産価額/暦年課税分贈与財産価額		31	385,300
課税価格		317	69,708,806

調査対象等：平成17年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成18年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。